

教 生 学 第 19 号
令和6年（2024年）4月5日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

児童生徒の自転車乗車用ヘルメット着用に向けた指導について（通知）

このことについては、令和5年（2023年）3月14日付け教生学第1305号で通知したところですが、令和5年（2023年）6月16日付け事務連絡「児童生徒の自転車乗車用ヘルメット着用促進の取組状況について」において、自転車通学を認めている道立学校でのヘルメットの着用率は大変低く、令和5年度に当課へ報告いただいている児童生徒の自転車運転中の交通事故のうち、そのほとんどがヘルメット未着用時に起きた事故となっています。

自転車利用時に乗車用ヘルメットを着用することは頭部保護につながり、交通事故遭遇時の被害軽減に大きな効果があります。

つきましては、各学校においては、自転車通学許可の条件等にヘルメットの着用を義務付ける又は自転車通学届出等にヘルメットの着用に関する項目を加えることなどを検討いただくようお願いします。

また、学級活動やホームルーム活動及び生徒会活動等で児童生徒が主体的にヘルメットの必要性を話し合う機会を設けるとともに、保護者に対してもPTA活動等でヘルメット着用について意見交換の機会を設けるなど、自転車乗車用ヘルメット着用促進に向けた働きかけをお願いします。

（学校安全係）



教 生 学 第 1305 号
令和5年(2023年)3月14日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

児童生徒の自転車乗車用ヘルメット着用に向けた指導について(通知)

このことについて、北海道警察本部交通部長から、別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

自転車利用時における児童生徒の交通事故防止等については、「自転車利用時における児童生徒の交通事故防止について」(令和4年(2022年)6月24日付け教生学第343号)及び「自転車の安全利用促進のための自転車交通ルール等の周知徹底について」(令和4年(2022年)11月4日付け教生学第824号)で通知したところですが、本年4月1日施行の「道路交通法の一部を改正する法律」により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されます。

昨年、道内で発生した自転車乗車中の交通事故死者12人のうち、頭部損傷が原因で亡くなられた方は半数以上となります。

自転車利用時に乗車用ヘルメットを着用することは頭部保護につながり、交通事故遭遇時の被害軽減に大きな効果があります。

つきましては、別添写しを参考にするほか、学級活動やホームルーム活動等で児童生徒に対して、乗車用ヘルメット着用を呼びかけるとともに、保護者に対しても学校だより等を通じ、乗車用ヘルメットの着用について働きかけるようお願いします。

また、各学校においては、例えば、自転車通学許可の条件等に乗車用ヘルメットの着用を義務付けるなど検討いただくようお願いします。

(学校安全係)



令和5年3月10日

北海道教育委員会
教育長 倉本 博史 様

北海道警察本部
交通部長 佐藤 能 啓

児童・生徒の自転車乗車用ヘルメット着用に向けた指導について（お願い）

謹啓 早春の候、貴台におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、交通安全活動の推進をはじめ、警察行政の各般にわたり特段の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課することとされ、本年4月1日から施行されます。

昨年、道内で発生した自転車乗用中の交通事故死者12人のうち、頭部損傷が原因で亡くなられた方は半数以上となります。

自転車利用時に乗車用ヘルメットを着用することは頭部保護につながり、交通事故遭遇時の被害軽減に大きな効果があるため、北海道警察といたしましても、自転車利用時の乗車用ヘルメット着用を道民の皆様呼びかけているところです。

つきましては、各学校において、ホームルームや学級通信等を通じ、児童・生徒や保護者の皆様に対しまして、乗車用ヘルメット着用について御指導いただくとともに、自転車通学の条件等に乗車用ヘルメットの着用を義務づけるなど検討いただくようお願い申し上げます。

時節柄、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、将来の北海道を担う子供たちのかけがえのない命を悲惨な交通事故から守るため、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴台の益々の御健勝と御発展を心から祈念申し上げます。

謹 白

担当 北海道警察本部交通企画課 (011) 251-0110 内線5063 尾上
